

令和元年 12 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年12月20日(金) 午前9時00分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
15番	國重	幸代	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

#### 欠席委員

なし

#### 傍聴推進委員

2番	茶本	恭弘	6番	中西	格
14番	濱崎	郷廣			

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	飯尾	祐美

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	3,107.45	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	994	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	11件	田 畑	7,008 534	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	1,474	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	13件	田 畑	18,344 2,329	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請	1件	田 畑	984	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第8号議案	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う 事業計画変更申請	1件	田 畑	495	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	3件	田 畑	3,366	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		37件	田 畑	34,298.45	m <sup>2</sup> 4,337 m <sup>2</sup>

## 令和元年 12 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 12 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 8 号議案まで、合計 34 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 18 名中 18 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

早速ですが、議案の訂正があります。第 3 号議案 4 番、備考欄に「無断転用」を記載してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。今年もあと 10 日ほどになりました。昨日、現地調査で府中町の山中に行きましたが、集落が疲弊してきていると感じております。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 18 番の大西委員さんと 1 番の木下委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、15 番國重委員さん、16 番穴吹委員さん、17 番梶野委員さんと私で、12 月 19 日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件についてご説明いたします。

1 番から 3 番までは一体の農地ですので合わせてご説明します。

1 番、・・・、面積 268 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

2 番、・・・、面積 326 m<sup>2</sup>

3 番、・・・、面積 326 m<sup>2</sup>

1 番から 3 番までの合計面積は 920 m<sup>2</sup>です。

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積 1018 m<sup>2</sup>

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5 番、・・・、面積 668 m<sup>2</sup>

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

6 番、・・・、面積 496 m<sup>2</sup>外 1 筆 計 501.45 m<sup>2</sup>

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件6件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

なお、第2号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、15番國重委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

國重委員

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積726㎡外1筆 計994㎡【議案読み上げ】

八坂神社から東に約300mに位置します。

無断転用の有無 なし

転用目的 共同住宅

申請理由 申請者は、現在の収入に不安を感じており、今後のことを考えて賃貸アパートを経営して、安定した収入を確保しようと計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま國重委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第2号議案「農地法第4条許可申請」については、國重委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件を議題に供します。

なお、第3号議案の7番、10番については現地調査を実施しておりますので、16番穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

穴吹委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」7番、10番の現地調査報告をさせていただきます。

7番、

第8号議案1番と関連があります、・・・、面積 495 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

井手ノ上会場から北に約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 現在、借家に居住しているが、持ち家を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

10番、・・・、面積 750 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

県道城山川津線沿いにある川池の西側約50mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、将来のために安定した収入を得るため、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。7番、10番につきましては、先ほどの穴吹委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 384 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

国道11号線と県道林田府中線が交差する「上氏部交差点」から西へ約100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 貸し人と借り人は親子であり、貸し人は、以前のように農作業ができた

いところ、借り人の今後の生活の収入の一部にしようとして計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

2番、・・・、面積 698㎡外1筆 計1507㎡【議案読み上げ】

林田保育園から西へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 貸し人と借り人は親子であり、借り人は、両親の介護等の将来に備えた貯蓄をしようと考えて計画したため。

農地の区分 都市計画により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

3番、、・・・、面積 207㎡外1筆 計414㎡【議案読み上げ】

マルチン病院から東へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は現在借家に住んでいますが、子供の生活環境の変化が少ないところで、住宅建築を計画したため。

農地区分 都市計画により、用途が第二種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 148㎡外1筆 計195㎡【議案読み上げ】

マルチン病院から北へ約100mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は現在借家に住んでいますが、子供が小学校に入る時期に、住宅建築を計画して生活環境を整えたいと考えたため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 880㎡【議案読み上げ】

鎌田池から北東に約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地分譲3区画

申請理由 譲受人は、主に分譲住宅等の販売を行っており、問い合わせが多い福江町に、分譲住宅用地を計画した。今後も需要があると見込めると判断し、本申請の3区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 248㎡【議案読み上げ】

川津小学校から西へ約150mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は現在、借家に住んでいるが、両親と同居するにあたり、広い居室への転居を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。また、庭の一部に、現在使用されていない水路があり、公共用財産の用途廃止を協議中です。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

8番、・・・面積 914㎡外1筆 計1373㎡【議案読み上げ】

大束川にかかる「元結木橋」から北東へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備、貸資材置場

申請理由 譲受人は、太陽光発電設備については、今後の生活の足しにするためと考えました。貸資材置場は、自身が役員を務める会社の資金面の都合により、貸借する計画をたてたところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。



9番、・・・、面積 286㎡【議案読み上げ】

東山自治会館から西へ約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、事業拡大のため太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまりました。なお、譲受人は、新規事業を行うにあたり、安定した収益を確保したいとの考えにより、11月に太陽光発電設備をご審議していただいたところで

す。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

11番、・・・、面積 991㎡外1筆 計1010㎡【議案読み上げ】

県道城山川津線沿いにある川池の南西約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

事務局長補佐 先ほどの説明で、議案の訂正がありました。3号議案2番の借り人の住所を訂正してください。

梶野委員 4番の2階建て住宅の面積は、延べ面積ですか。

事務局長補佐 建築面積です。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」11件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、15番國重委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

國重委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積1474㎡【議案読み上げ】

県道善通寺府中線の飯山町との境界から、南東に約500mに位置します。

申請理由 申請地は、亡き夫が平成8年頃まで果樹栽培を行っていましたが、維持管理ができなくなり、20年以上が経過して山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい、地元農業委員の三木さんからの証明書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま國重委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 第4号議案「非農地証明願」1番につきましては、國重委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 現地調査の状況から、農地への再生は難しいと思われれます。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」13件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」13件についてご説明します。今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が5件、再設定が1件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が6件となっております。

以上、農用地利用集積計画書13件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

なお、中間管理法の改正により、所有者から農地機構への貸付と、農地機構から受け手への貸付を同時に行う一括方式が1月定例会分より開始されます。

従来は所有者から農地機構への貸付は農用地利用集積計画として農業委員会の公告により、また農地機構から受け手への貸付は配分計画として翌月の県の公告により行われていました。このため農地機構が農地を借りてから受け手が貸借を開始するまで1か月の待機期間がありました。この手続き時間を短縮し、受け手が速やかに耕作を開始できるようにするため、従来配分計画として県段階で行っていた農地機構から受け手への貸付を、集積計画として所有者から農地機構への貸借と一括して農業委員会で公告するという一括方式が導入されるようになりました。

これに伴いまして1月からの議案書では、農地機構による一括方式の貸借について、貸付人欄、借受人欄の横に「転貸先」という欄を設けて受け手を載せる予定です。また、従来県段階で行っていた配分計画の縦覧による利害関係人の意見聴取については、今後農地機構本部のHPで貸付農用地一覧として掲載するという方法で行われます。掲載期間は毎月1週間程度で月末頃から掲載を開始する予定とのことです。1月定例会分の農地機構のHP公表は12月27日～1月5日を予定しているとのことですので可能であれば一度お目通し頂ければと思います。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」13件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」13件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 125㎡外1筆 計984㎡【議案読み上げ】

綾川にかかる新雲井橋から北東へ約300mに位置。

転用目的 分譲住宅4棟

申請理由 当初の許可を受けた期間内に、工事を完了することができなかったため、許可日から2年間の工期延長です。

その他 工期延長の事業計画変更手続きを怠っていたため、始末書の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

藤本委員 工期について説明してください。

事務局長 最初の許可が平成 20 年に下りていましたが、分譲住宅が売れ残り、期間延長の 2 年間の申請が今回出ております。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 8 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは第 8 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1 件についてご説明いたします。

1 番、

3 号議案 7 番に関連するものであります、・・・、面積 495 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 当初の許可を受けた転用事業者は、子供のために住宅を建築する予定で農地転用 5 条許可を受けました。その後、相続することとなった相続人は、兵庫県西宮市在住であり、今後、香川県に帰省する予定もないため、承継者に譲渡することとしました。承継による今般の事業者は、本申請地に第 3 号議案 7 番のとおり、自己住宅を建築予定である。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 8 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 議案提出の順番ですが、3 号議案 7 番として 5 条申請を先ほど審議しておりますので、この議案を先に審議するほうが良いと思われま。

事務局長 ご指摘のとおり、承継を伴う事業計画変更の承認があつての 5 条申請となりますので、今後気を付けてまいります。

また、補足説明としまして、現地調査を行った際に委員さんより、当初の許可が昭和 56 年であるが、市街化区域と調整区域の線引きがある時代に非農家の自己住宅の許可がなぜ下りたのかとご質問がありました。確認したところ、横断道関連での立ち退き移転で許可が出ておりました。しかし、結局は家を建てることなく今回の申請に

至っております。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積807㎡【議案読み上げ】

2番、・・・、面積513㎡【議案読み上げ】

3番、・・・、面積895㎡外1筆 計2,046㎡【議案読み上げ】

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

※全体会議について

※視察の報告について

※資料等の配布について

会長職務代理 それでは、これをもちまして12月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時45分終了

令和元年12月20日